

それからもう一つは第二号請願と同趣旨であるということから、そういうことについてこの関連の意見が出されたと思ひますけれども、請願第二号、請願第三号と性格が似ているからだという発言での趣旨はのかどうかということも知りたいと思ひますけれども……。

○総務委員長（石川慶一郎君）第一点の件でございますけれども、発言というのはそれだけでございました。遠藤議員の言われたとおりでございます。

それから第二点でございますけれども、いわゆる立入調査という意味において似ているという意味でございます。

○十番（遠藤洋一君）それでは総務委員長長の報告の中で、二号請願との関係ということにおいては、趣旨が似ているからだというふうに確認をさせていたいただきます。

それから、続いて質問なんですけれども、それでは二つしか意見が出なかった、つまり賛成一つ、反対一つである。その中で反対、いわゆる請願には反対であるけれども、請願の趣旨内容、すなわちこれを見ますと、さまざま証言や、さらには米兵士の証言などによる、あるいはチーム・スピリットなどによって核攻撃や戦闘機

の飛来が非常に多い、つまり通過とか、一時持ち込みということが行われているのではないかというふうな不安、さらには市内の市民にとっては、ふだんは連日連夜飛行機の騒音、さらに、その上に追い打ちをかけて核の不安があるんだというふうなことが請願の趣旨はわけです。その請願の趣旨ということに関しまして、請願そのものについては反対、賛成の意見の中で、このいまの部分に関する論議ということは、いままて報告の中では聞かなかったんですけれども、省略をされているのか、あるいは全くこういう論議はなかったのかということを知りたいと思ひます。

○総務委員長（石川慶一郎君）論議はございませんでした。（一ひどいな）論議がなく決めてのしと傍聴人中呼ぶ者あり）

○十番（遠藤洋一君）わかりました。いま確認をお願いします。

そういう論議がなく、さっき言った報告のとおりであって、すなわち政府の問題で、政府がないと言っているんだから信用する以外にはないんだということとで論議が尽くされたということでしょうか。

○総務委員長（石川慶一郎君）そのとおりでございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。まず反対者七番森田治男君。

(七番 森田治男君登壇)

○七番(森田治男君) 請願第三号「核」の疑惑と不安に対して横田基地への市民による「立入調査」での真相究明に関する請願書の反対討論を行わせていただきます。

すでに総務委員会において慎重審議されました。「慎重審議じゃないか」と傍聴人中呼ぶ者あり)その審査報告によりますと……。

○議長(末次性男君) 静粛に願います。

○七番(森田治男君) (続)具体的な行動などは国家間の問題であり願意に沿いがたいとなっております。「市民の問題なんだ」と傍聴人中呼ぶ者あり)私ども全くそのとおりであると考えておる一人でございます。

基地はない方がよい、これはあたりまえのことです。「そうだ」と傍聴人中呼

ぶ者あり)しかしながら条約に基づく基地でございます。「破棄すればいい」と傍聴

人中呼ぶ者あり)私どもも長い間、この基地によって大変な迷惑をこうむっておるわけでございます。今回、ライシャワー氏の発言によりまして、とりわけ核問題が取り

ざたされておりますけれども、核の有無、もちろん大事だと思いますけれども、「大事なんだよ、一番」と傍聴人中呼ぶ者あり)それ以上に大事なことは、横田基地そのものが大変危険であるということだと思います。「そうだ」「よくわかつてる」と傍聴人中呼ぶ者あり)しかしながら、今回こうしたライシャワー氏の発言を機

会に非常に論議となっておりますけれども、これは結局国家間のことでございます。

私ども一議会の意見で「あんた市議会議員だろう」と傍聴人中呼ぶ者あり)どういふふうになるということでもないと思っております。「市民の利益を代弁しているんですよ」と傍聴人中呼ぶ者あり)横田基地そのものが大変

危険であるという論点に立ちまして、私は、われわれが大変迷惑をこうむっていることは、これは福生市にとって非常に迷惑でございます。そのとおりです。

しかしながら、今回、「静かにしろ」と呼ぶ者あり)非核三原則が全会一致をもって私ども福生市議会で可決されたわけでございます。これは要するに

持ち込まず、このことが主眼でございます。そのようなことから、私どもは市民による立入調査などというてい不可能であると考えておる次第でございます。傍聴人中発言する者多し)

先ほど遠藤議員から他市の状況というふうなことが出ておりましたけれども、羽村町の議会、あるいは秋川市の議会においても、私どもと同じような考えで、今回この請願に対して反対をするということを確認を得ております。

したがしまして、私ども福生市議会におきまして、政府に弓を引くようなことは私はあえてすべきではないと考えておる次第でございます。「市民に弓を引くのか、三千五百の署名があるんだよ」と傍聴人中呼ぶ者あり)

賢明なる議員諸公の御判断をお願い申し上げまして、反対討論にかえさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)(静かにしろよ、おまえら何やってんだ)と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 次に賛成者十番遠藤洋一君。

(十番遠藤洋一君登壇)

○十番(遠藤洋一君) 請願第三号「核」の疑惑と不安に対して横田基地への市民による「立入調査」での真相究明に関する請願書について賛成討論をいたします。

まず総務委員長の報告の中にありましたとおり、本請願に対する討論はわずか二件であります。いま、先月五月十七日から市民にとって最大の不安であるところの核に対する論議が、わずかこの時間、あるいはわずかの意見によってこのような形になったことは、私は大変残念に思いますけれども、しかしながら市民はやはり私たちの町の三二%を占めている大きな基地に核があるという不安にはさいなまれております。

御承知のとおり、マスコミ等、あるいはアメリカ元駐日大使ライニャワー、あるいはラックさん、エルズバークさんの発言によりまして、横田の核というのが非常に疑いが濃いつつ中で、戦後三十数年間、やまもすれば基地にあきうめつつも、しかしながら飛行機の砲撃、先般行われましたチームスピリット等の折には一日に百回を超すような大変な騒音のある町、その上にさらに追い打ちをかける

ように核の不安というものがあるわけです。

私たちはいま、この議会の請願と同時に、横田基地への市民の手による立入調査要求の署名を開始をしました。福生を中心にしてすでに三千七百二十を超す署名をいただいております。本日、議会とは別ですけれども、市長の方にもこのような市民の要求がありますということとて要請を行いました。同時に私たちは、在日米軍司令官やあるいは防衛施設庁の長官にも会ってこのことを伝えたいと思っています。いまや市民の声を解消するのがあるいは市民の不安を解消するのが市議会の仕事だとするならば、市議会というのはやはり独自の見解と独自の態度を持って、「そう、そう」と傍聴人中呼ぶ者あり）国の下請機関ではないのですから、私たちはあくまで私たちの町を私たちの手でつくっていくためにも、この核の問題に対する不安を何とか解消をして、さらに新しく進んでいきたいなというふうに考えています。

いま横田基地にあるだろうと思われている核は、たとえば三十数年前に長崎や広島に落とされた核と全く同じような原子爆弾、あるいは水素爆弾であるかもしれません。そして長崎におきましては、本年私は、長崎に在日朝鮮人の被爆

者の問題で行ってまいりましたときに、長崎の一九四五年八月の長崎造船所や、あるいは長崎兵器廠において殺された、当時日本が、日本帝国主義が中国や朝鮮に侵略をして連れこきた何万もの徴用やあるいは強制連行された人々が殺されております。朝起きて窓をあけたら朝鮮人が歩いていて、飯を食いに戻った。用を済まして帰って窓をあけたらまだ歩いていて、何万人もの人々が造船所や兵器廠で、あの長崎の原爆によって殺されました。殺されたのは私たち日本民族だけではなくて、たくさんのアジア人を殺しています。同じことはいま米軍基地にある核を許していくならば、また再びアジアやあるいは朝鮮へ進むような核を私たちが許すということになります。不安の問題やそれからどういった日本がいま進出をしようとするアジアの人々のことを考えるときに、やはり私たちは核はいけないんだ。そして核を持ち込むことはいけないし、市民の不安に対してやはり立入調査等でここにえていってほしいというふうに思っているわけです。

いま賛成討論の中にもありましたとおり、基地があるから核が来ます。安保条約があるから核が来ます。そういった核をやはり三原則の持ち込まずと同時に、私たちの手でしっかりこの市を守っている私たち市民の手で監視をしていくように

はことが、いまわれわれの努力として、議会の努力として必要ではないでしょうか。
安保条約の問題があり、基地は迷惑だから仕方はないのではなくて、基地が迷惑だから、だからどうしようという論議をいまここでしなければ、いつの間にか私たちは核もある、何もあるという基地を、核のある基地を、そして安保があるから核があるというものを抱えてしまつのではないでしょうか。

市民の切なる要求としてすでに三千七百からの署名が市民の立入調査で、
れていることを考え合わせ、ぜひ多くの議員の皆さんにこの請願に賛成をしていただいて、政府あるいは関係各位に意見書を提出するように皆さんの賛成をお願いいたします。(傍聴人中拍手をする者あり)

○議長(末次性男君) 傍聴人の拍手は禁止です。
以上で討論を終わります。

請願第三号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。
これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。「もっと討論してください。」と傍聴人中呼ぶ者あり)
請願第三号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)「これだけの討論じゃわからないよ」と傍聴人中呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 起立少数であります。よって請願第三号は、委員会報告どおり不採択と決定いたしました。(指田さん、賛成討論してよ、賛成してくれたんだったら」と傍聴人中呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 日程第十五 請願第四号 非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に対する国と関係自治体による立入調査に関する請願書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、請願第四号 非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に対する国と関係自治体による立入調査に関する請願書についての審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

本件につきましての賛成意見といたしましては、この場合は関係自治体となつておるが、通常基地があつてもやむを得ないと思つてゐる人たちも、核の問題ではきちつとしておいてもらいたいと思つてゐる人が多いんだから、この問題について、この際、やはりあかしを立てた方がいんではないか、そう痛感しておるというふうな意見。日本政府は事前協議制をいけば金村玉条のように言つておるけれども、事前協議をされたらノーと言うんだと言つてゐるが、しかし、相手方のアメリカは、核の存在はあつてもないとも言わなければ、事前協議を取り行うこと、それ自体が不可能なことであつて、ただ日本政府が核は持ち込まない、そう勝手に思つてゐるだけで、そういうものを信用していいのかどうなのか、だからこそ二号、三号同様に採決すべきであるというふうな意見を吐いておるわけでございます。

不採択の方の意見でございますけれども、先ほど来も申しましたが、わが議会としては全員一致で非核三原則を堅持するということを決定してゐるんだと、そして、その意見書を政府機関にもう提出をしてゐるんだ、ですから立入調査と

いうことになれば二号、三号同様政府は日本には核はいんだと、あるとさせていただきます。政府は事前協議をするんだと政府は言つてゐるんだ。しかもアメリカも事前協議をするんだと言つてゐるんだから、われわれとしては両政府を信用するということがやはり重要ではないかと、(その根拠はなんですか)「根拠はないの」と傍聴人中呼ぶ者あり)私は審査報告を申しておりますから……。であるから、ないと言つてゐるものを見ることもないし、政府を信用するしかないじゃないか、こういった意見。

(「だれですか」と傍聴人中呼ぶ者あり)また、一市議会ご議論をすることはこれは決して悪いことじゃないけれども、こういったことは、いわゆる国家レベルで、いわば国と国との関係で検討すべきではないだろうか、そのために国政に参加してゐる代表者もいるわけであるから、その連中にがんばつてもうすべきものであるといったような意見もございました。

また、さらにアメリカという国、そしてまたソ連という国、そういった二大国の力関係についての発言というところであつたわけですが、いずれにいたしましても、これまた起立採決ということとで採決をいたしましたところ、賛成少数をもって本案は不採択となつたわけであります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告どおりに御決定を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

報告を終わります。(よろしく審議をしてくださいぬと傍聴人中呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○三番(関 米吉君) 本請願第四号は御案内のとおり核持ち込みに関する市民や労働者の不安と疑惑を解消して、非核三原則の堅持と疑惑のある横田基地に対し国と関係自治体による立入調査を実施し市民に明らかにすること並びに非核三原則の堅持について採択をし、政府及び関係機関に意見書を提出してくださいるようという趣旨でございます。

ただいま委員長より御報告があったわけでございますけれども、私はこの三つの請願のうち、それぞれ理由があるわけでございますけれども、特にこの請願第四号につきましては、非核三原則の堅持につきましては御案内のとおりすでに当議会の意思決定で行われておるわけでございますけれども、国と関係自治体による立入調査を実施して市民に明らかにすることを政府及び関係機関に意見書を提

出するのは当然のことではないかというふうな認識に立つものでございます。

しかし、ただいま委員長の報告のとおり、また手元にある報告書によりますれば、審査の結果、賛成少数である。こういうことが言われておりますけれども、具体的に賛否の少数はどのように分かれたのかということが第一点であります。

それから第二点といたしましては、そういうふうな立場から、これは一部についてはすでに非核三原則の堅持については議会で採択をしておりますけれども、この問題に対しては趣旨採択ということができるのではないかというような考え方が持たれるわけですが、この点に対する一部趣旨採択というような意見が出ておったかどうか、この点について質問いたします。

○総務委員長(石川慶一郎君) 一点目でございますけれども、先ほど私が申し上げましたように、賛成者は少数でございます。

それから二点目でございますけれども、趣旨採択の件でございますけれども、この問題につきましては、六月十五日の委員会においてはそのような模様はございませんでした。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。(関さん、もう一回言つてよ、ちや

んと答えてはいけません」と傍聴人中呼ぶ者あり）

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。まず反対者七番森田治男君。

（七番森田治男君登壇）

○七番（森田治男君） 請願第四号非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に對する国と關係自治体による立入調査に關する請願書の反対討論を行わせていただきます。

先ほど委員長から説明がありましたように、本請願は第三号並びにその前の第二号と立入調査という点で同じでございます。論議は尽くされておると思います。（傍聴人中発言する者多し）

ただいま一部趣旨採択の件の質問もあつたようでございますけれども、考え方といたしまして、私どもの議会がすでに非核三原則の堅持について全会一致で政府に意見書を提出してあるわけでございます。そのような観点に立ちますとこの二つ目といえますか、非核三原則の堅持についての方は趣旨採択もと考えられます。しか

しなから、本請願には一項、二項というような区別がございません。したがしましてこれを一部ということはどれを一部というのか非常にわかりにくくなるというような考え方から、これは私の個人的な見解でございますけれども、趣旨採択の件はなかつたというふうに判断をいたしております。いずれにいたしましても、前二つの請願と内容は同じでございますので、あえて詳しくはくどくどしく申し上げません。

反対討論にかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）（もう一つと中身をやってください。反対のための反対じゃないんでしょ）と傍聴人中呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 静肅に願います。

次に賛成者十番遠藤洋一君。

（十番遠藤洋一君登壇）

○十番（遠藤洋一君） 請願第四号非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に對する国と關係自治体による立入調査に關する請願書について賛成討論を行いたいと思います。

ただいまの総務委員長の報告の中にも、このようなことがあつたわけです。つまり核は横田基地にはないんだ、ないものを見ることはできないのだ、日本政府を信用しよう、

日米両政府を信用しようというのが全体の賛成の討論の内容であつたと思います。

しかしながら、ここで問題なのは、いま私たちが不安に感じているのは、私たちの住んでいるこの町の問題であります。安保条約の問題等々が語られている中で、私はいま福生に裁判が進みこの七月に判決が予想されております横田基地公害訴訟のことを思い出します。その中で国側の準備書面ではどのような言っているかという騒音の被害を受けているような私的は、つまり騒音を受けなくて済むというような私的は益は、安保条約などによってやられているところの国の防衛の問題、国是の安保条約の問題、つまり公益の問題に優先をしないんだ。人一人の迷惑などというものは、国全体からいえば何でもないのであるということを国が堂々と言っているわけです。私たちはこういうような安保条約の見解や、あるいはいま聞く限り国が言っているんだから信用しなさいと言っていることで、私たち市民の上にかかっている不安や、あるいは心配やあるいは疑惑が解消されるかというところと全くこれはないのではないかと感じております。それはいまおられる私と同じような議員の皆さん方も同じようにやはり不安を感じていらるのではないかと思います。

その意味で、御案内のとおりただいま出ておりますこの第四号請願は、福生に

働く者の労働組合の集まりであります西多摩地区労福生ブロック会議の中の多くの働く人々が、この働く福生での不安や疑惑の解消のために、ぜひ非核三原則を堅持し、同じ国と関係自治体、つまり福生市であるとか、あるいは武蔵村山市であるというような、あるいは東京都であるというような関係自治体による立入調査をぜひ実現をしてくださいたいという、そういった働く者からの切なる願いであり、同時にいまの内容でいきますと、国益が私益にという、安保条約によって、逆に言うところ不安や、あるいはそういう被害が私たちの市民の上にあるとすれば、われわれがいま言うことができるのはその条約はちやうと待ってくれ、われわれ市民の方の利益や、われわれ市民の方の迷惑にかからないことの方が先ではないか、地方自治体の議会がやはりそのことを思つて、本当に真の地方自治体の市民の代表であるならば、そのことをやはり国に対して一言も二言も三言も言い続けるというような態度が必要ではないかと思っております。

ぜひ多くの議員の皆さんが、この請願第四号非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に対する国と関係自治体による立入調査に関する請願書に賛成をしていた

べくことをお願いをしまして、賛成討論にかえたいと思ひます。

○議長(末次性男君) 以上で討論を終わります。

○請願第四号に対する本委員会の報告は不採択と決定であります。

これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。

請願第四号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立少数であります。よって請願第四号は、委員会報告どおり不採択と決定いたしました。

○議長(末次性男君) これより二時十五分まで休憩いたします。

午後二時三分 休憩

午後三時十六分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六議案第七十六号 福生中央排水区S一五十六号一工事請負契約と議題といたします。

本委員は、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指図をいただきましたので、議案第七十六号、福生中央排水区S一五十六号一工事請負契約について、御説明申し上げます。

本委員は、昨年度から熊川地区の雨水幹線を布設するためにできております福生中央排水区S一五十六号一工事を施工しようとするものでございまして、本工事の予定価額が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を得るための御提案を申し上げます。

本工事の概要でございますけれども、工事場所は熊川の清水坂上の奥多摩街道の信号の下から熊川七六九番地先の五日市線熊川駅入り口までの延長約三百

議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
附一
開会中の
継続審議
特定事件